

令和6年能登半島地震等における町営住宅の家賃無償化について

令和6年能登半島地震等により下記の要件を満たす方に対し、町営住宅の家賃を減免決定の月より最大36ヶ月分無償とすることとなりました。申請にあたっては、詳細をご確認いただき、別添の町営住宅家賃減免申請書に必要書類を添付のうえ、役場土木課へご提出ください。

● 対象者

次の1～3のすべてを満たす被災世帯が減免を受けることができます。

1. 令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨により被災した住家に居住していた方で次のいずれかに該当する方
 - (ア) 被災をした住宅が半壊以上^{*}で解体済みまたは解体予定である。
 - (イ) 被災をした住宅が半壊以上^{*}で当該住家を補修する予定であったが、資金不足等により補修をあきらめたため、将来にわたって居住可能な住家を確保できない。
 - (ウ) 長期避難世帯に認定されている。
2. 現在、住宅（居住できる建物）を有していない方
3. 住宅再建にかかる支援制度（被災者生活再建支援金の加算支援金）を受給していない方

^{*}半壊以上… 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 を指します。

● 添付書類

1. 罹災証明書（半壊以上^{*}）の写し
2. 被災家屋等の解体・撤去完了通知書 または 滅失登記簿謄本（閉鎖事項証明書）の写し

※上記の他、必要に応じて別途書類の添付を求める場合があります。

● 家賃の減免開始時期

申請書を受理後、翌月分から減免となります。

● 注意事項

- ・最大３６か月の減免を受けることが可能ですが、毎年度申請書の提出が必要になりますので、対象者には再度ご案内します。
- ・被災されていない方が名義人の場合は、対象となりません。
- ・申請書を受理後、当該制度の対象であることを確認するため、所管部署（自治体）に対し調査する場合があります。

● 問合せ・提出先

川北町役場土木課

〒９２３－１２９５ 石川県能美郡川北町字壺ツ屋１７４番地

電話：０７６－２７７－１１０８